

「14.資産・負債の分類」の取扱い

○課題・論点

- ・ 現行の基準の方向性(P)では、流動・固定の区分としているが、以下の考え方を踏まえ、金融資産・非金融資産の区分とすべきではないか。

○論点整理の考え方

- ・ 地方公共団体の資産の多くは、インフラ資産等の非金融資産であり、この区分を明示して表示することが最も重要であること。
- ・ 公的部門では、流動比率については企業会計等と同様の分析が困難であり、流動・固定の区分を明示する必然性は薄いこと。また、資産については勘定科目数が多く、単一科目を固定資産と流動資産の2つに区分するための実務負担があること。
(例：減債基金、貸付金)
- ・ 社会会計としての国民経済計算(SNA)等との整合性の確保が重要であること。
- ・ 以上の特性を踏まえると、企業会計等の流動・固定で分類する必然性はなく、金融資産・非金融資産での分類が適当ではないか。

○基準の方向性 (別案)

資産は、金融資産及び非金融資産に分類する。
負債は、流動負債及び非流動負債に分類する。

○留意点

- ・ 「課題・論点」を整理するにあたり、総務省方式改訂モデルの取扱い（資産を「公共資産」・「投資等」・「流動資産」に区分）についても考慮すべきではないか。
- ・ 「38.未収金（税分と税以外の区分）」において、現行では現年調定現年収入未済分は「未収金」、滞納繰越調定収入未済分は「長期延滞債権」に区分して表示することとしているが、基準の方向性のとおり金融資産・非金融資産での分類とした場合、この取扱いをどうするか。